

議提第4号

小松島市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和2年7月29日

小松島市議会議長 出口 憲二郎 殿

提出者	小松島市議会議員	池渕 彰
	〃	前川 英貴
	〃	井村 保裕
	〃	廣田 和三
	〃	津川 孝善

## 小松島市議会委員会条例の一部を改正する条例

小松島市議会委員会条例（昭和42年小松島市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総務部」の次に「、危機管理部」を加え、同項第3号中「産業建設部」を「産業振興部, 都市整備部」に改める。

### 附 則

この条例は、令和2年8月1日から施行する。

小松島市議会委員会条例（昭和 42 年小松島市条例第 18 号）新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>（常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管）</p> <p>第 2 条 議員は，少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし，議長においては，その割り当てられた常任委員を辞することができる。</p> <p>2 常任委員会の名称，委員の定数及び所管は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 11 人 総務部及び会計課の所管並びに消防に関する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 産業建設委員会 11 人 産業建設部，水道部及び農業委員会の所管に関する事項</p> <p>(4) (略)</p>	<p>（常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管）</p> <p>第 2 条 議員は，少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし，議長においては，その割り当てられた常任委員を辞することができる。</p> <p>2 常任委員会の名称，委員の定数及び所管は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 11 人 総務部，危機管理部及び会計課の所管並びに消防に関する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 産業建設委員会 11 人 産業振興部，都市整備部，水道部及び農業委員会の所管に関する事項</p> <p>(4) (略)</p>	<p></p> <p>改正</p> <p>改正</p>